

もくじ

1 総則

※ページ番号は章ごとに付番

1-1 目的と構成 1

1-1-1 計画の目的

1-1-2 計画の構成

1-2 基本方針 2

1-3 防災関係機関、市民・事業者の基本的責務 2

1-3-1 防災関係機関の基本的責務 2

1-3-1-1 市

1-3-1-2 大阪府

1-3-1-3 指定地方行政機関

1-3-1-4 指定公共機関、指定地方公共機関

1-3-2 市民・事業者の基本的責務 3

1-3-2-1 市民の責務

1-3-2-2 事業者の基本的責務

1-4 防災関係機関の業務の大綱 4

1-4-1 市

1-4-2 大阪府

1-4-3 箕面警察署

1-4-4 指定地方行政機関

1-4-5 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）

1-4-6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1-4-7 本市の防災体制において重要な役割を担う機関等

1-4-8 地区防災委員会及び自治会等の地域コミュニティ

1-4-9 防災上重要な施設の管理者

1-5 自然条件と災害想定 9

1-5-1 自然条件 9

1-5-1-1 位置及び面積

1-5-1-2 地形

1-5-1-3 地質

1-5-1-4 気象

1-5-2 災害の想定	10
1-5-2-1 想定災害	
1-5-2-2 地震被害想定	
1-6 大阪府地域防災計画との関係、計画の修正	11
1-6-1 大阪府地域防災計画との関係	
1-6-2 計画の修正	
1-7 南海トラフ地震防災対策推進地域指定による地震防災対策計画	122
1-7-1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	
1-7-2 南海トラフ地震防災対策計画の位置付け	
1-8 箕面市立地適正化計画における防災の視点	132

2 災害予防対策

2-1 防災体制の整備	1
2-1-1 組織体制の整備	1
2-1-1-1 市の組織体制の整備	
2-1-1-1-1 箕面市防災会議	
2-1-1-1-2 箕面市災害対策本部	
2-1-1-1-2-1 設置	
2-1-1-1-2-2 所掌事務	
2-1-1-1-2-3 本部長及び副本部長	
2-1-1-1-2-4 本部員	
2-1-1-1-2-5 対策部及び対策部長	
2-1-1-1-2-6 特別班	
2-1-1-2 市の動員体制の整備	
2-1-1-2-1 職員の配備レベル	
2-1-1-2-2 警戒配備・実動配備人員の指名	
2-1-1-2-3 勤務時間外における参集体制	
2-1-1-2-4 職員の市内在住率の増加	
2-1-1-2-5 配備職員の確保のための措置	
2-1-1-3 防災中枢機能等の確保、充実	
2-1-1-4 装備・資機材等の備蓄	
2-1-2 地域防災拠点の整備	5

- 2-1-2-1 外部支援受け入れ拠点
- 2-1-2-2 災害時用臨時ヘリポート
- 2-1-2-3 備蓄拠点
- 2-1-2-4 災害対策活動拠点

2-1-3 防災訓練及び防災研修の実施	6
----------------------------	----------

- 2-1-3-1 職員防災訓練
- 2-1-3-2 全市一斉総合防災訓練
- 2-1-3-3 3市2町合同防災訓練
- 2-1-3-4 小・中学校における防災訓練
- 2-1-3-5 職員に対する防災研修
- 2-1-3-6 防災に関する調査研究の推進等

2-1-4 広域防災体制の整備	8
------------------------	----------

- 2-1-4-1 中・長距離自治体との災害時相互応援協定
- 2-1-4-2 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備
- 2-1-4-3 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

2-1-5 情報収集伝達体制の整備	9
--------------------------	----------

- 2-1-5-1 災害情報収集伝達システムの基盤整備
 - 2-1-5-1-1 防災情報システムの充実
 - 2-1-5-1-2 無線通信施設の整備
- 2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化
- 2-1-5-3 災害広報体制の整備
 - 2-1-5-3-1 広報体制の整備
 - 2-1-5-3-1-1 災害広報責任者の選任
 - 2-1-5-3-1-2 広報文案の事前作成
 - 2-1-5-3-1-3 **災害時要援護者に配慮した**多様な広報手段の確保
 - 2-1-5-3-1-4 **警戒レベルの広報** 風水害
 - 2-1-5-3-2 緊急放送体制の整備
 - 2-1-5-3-3 報道機関との連携協力
 - 2-1-5-3-4 災害時の広聴体制の整備

2-1-6 消 火 ・ 救 急 ・ 救 助 体 制 の 整 備	
--	--

124

- 2-1-6-1 消防力の充実
 - 2-1-6-1-1 常備消防力
 - 2-1-6-1-1-1 消防施設等
 - 2-1-6-1-1-2 消防水利
 - 2-1-6-1-1-3 活動体制の整備
 - 2-1-6-1-2 非常備消防力（消防団）の活性化
 - 2-1-6-1-2-1 体制整備
 - 2-1-6-1-2-2 設備、装備の強化
 - 2-1-6-1-2-3 地区防災委員会への参画
- 2-1-6-2 広域消防応援体制の整備
- 2-1-6-3 消防の広域化・無線のデジタル化

2-1-6-4 連携体制の整備

2-1-7	災 害 時 医 療 体 制 の 整 備
143	

- 2-1-7-1 現地医療活動の基本体制
 - 2-1-7-1-1 応急救護所
 - 2-1-7-1-2 医療救護所（医療機関常設型）
 - 2-1-7-1-3 臨時医療救護所（避難所巡回型）
- 2-1-7-2 後方医療活動への継承
 - 2-1-7-2-1 市災害医療センター（箕面市立病院）
 - 2-1-7-2-2 連絡体制の整備
- 2-1-7-3 現地医療体制の整備
 - 2-1-7-3-1 救護所の設置体制
 - 2-1-7-3-1-1 応急救護所
 - 2-1-7-3-1-2 医療救護所（医療機関常設型）
 - 2-1-7-3-1-3 臨時医療救護所（避難所巡回型）
 - 2-1-7-3-2 市の医療救護班の編成と活動
 - 2-1-7-3-3 外部の医療救護班の受け入れ
- 2-1-7-4 医療品等の確保体制の整備
- 2-1-7-5 患者の搬送、医薬品の輸送体制の確立
 - 2-1-7-5-1 患者搬送
 - 2-1-7-5-2 医療救護班の搬送
 - 2-1-7-5-3 医薬品等物資の受け入れと輸送
- 2-1-7-6 継続的医療の確保
- 2-1-7-7 医療機関等の体制整備

2-1-8	緊 急 輸 送 体 制 の 整 備
187	

- 2-1-8-1 地域緊急交通路の選定
- 2-1-8-2 地域緊急交通路の整備と応急点検体制等の整備
- 2-1-8-3 輸送手段の確保
- 2-1-8-4 災害時用臨時ヘリポートの指定
- 2-1-8-5 交通規制の実施

2-1-9 避難収容体制の整備	19
-----------------	----

- 2-1-9-1 避難所の選定・整備
 - 2-1-9-1-1 避難所の選定
 - 2-1-9-1-1-1 最初に開設する避難所
 - 2-1-9-1-1-2 拡張して開設する避難所
 - 2-1-9-1-1-3 予備的避難所
 - 2-1-9-1-1-4 緊急避難場所と避難所の関係
 - 2-1-9-1-2 避難所の機能整備
 - 2-1-9-1-3 避難所運営マニュアルの整備
- 2-1-9-2 災害時要援護者の保護、福祉避難所の指定
- 2-1-9-3 避難地、避難路の選定

- 2-1-9-3-1 避難地
- 2-1-9-3-2 避難路
- 2-1-9-4 避難誘導体制の整備
- 2-1-9-4-1 大規模地震時の避難誘導体制 地 震
- 2-1-9-4-2 風水害時の避難誘導体制 風水害
- 2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の種類
- 2-1-9-4-2-2 水平避難所に避難を要する世帯の避難誘導体制
- 2-1-9-4-2-3 垂直2階に避難する世帯の避難誘導体制
- 2-1-9-5 応急仮設住宅等の事前準備
- 2-1-9-6 住宅の安全確認による避難者の帰宅支援
- 2-1-9-7 広域一時滞在
- 2-1-9-7-1 広域一時滞在の要請
- 2-1-9-7-2 広域一時滞在の受け入れ

2-1-10 緊急物資確保・ 供給 体制の整備	24
---	----

- 2-1-10-1 給水体制の整備
- 2-1-10-2 食糧・生活用品の確保と供給
- 2-1-10-2-1 食糧・生活用品の備蓄
- 2-1-10-2-2 備蓄体制
- 2-1-10-2-3 供給体制
- 2-1-10-3 燃料の確保と供給

2-1-11 ラ イ フ ラ イ ン 確 保 体 制 の 整 備	265
---	--

- 2-1-11-1 上下水道の防災体制
- 2-1-11-2 他のライフラインに係る応急復旧体制

2-1-12 交 通 確 保 体 制 の 整 備	276
---	--

2-1-13 災 害 時 要 援 護 者 支 援 体 制 の 整 備	287
---	--

- 2-1-13-1 要援護者への3つの支援類型
- 2-1-13-1-1 発災直後の網羅的な安否確認 地 震
- 2-1-13-1-2 避難行動の支援
- 2-1-13-1-3 継続的な支援の確保
- 2-1-13-1-4 3つの支援類型の対象者の関係
- 2-1-13-2 要安否確認者への支援体制 地 震
- 2-1-13-3 避難行動要支援者への支援体制
- 2-1-13-3-1 避難行動要支援者
- 2-1-13-3-2 避難支援等関係者
- 2-1-13-3-3 名簿情報の提供
- 2-1-13-4 要継続支援者への支援体制
- 2-1-13-5 福祉避難所の指定と福祉サービス事業者の支援の確保
- 2-1-13-6 多様な手法による情報提供体制の整備
- 2-1-13-6-1 多重・複合的な情報提供

2-1-13-6-2 多言語対応による外国人への支援体制

2-1-14 帰宅困難者（来街者等）支援体制の整備 32

2-1-14-1 帰宅困難者（来街者等）の発生の見込み

2-1-14-2 徒歩帰宅者支援への協力

2-1-14-3 事業者及び大学等の体制整備の推進

2-1-14-4 遠方からの来街者の一時滞留に係る受け入れ体制

2-1-15 在宅被災者等の支援体制の整備 33

2-1-15-1 避難所を拠点とする物資配送体制

2-1-15-2 自治会等の地域コミュニティを通じた物資配送体制

2-1-15-3 電源の供給

2-2 地域防災力の向上 34

2-2-1 防災意識の高揚 34

2-2-1-1 個人・家庭への防災知識の普及啓発

2-2-1-1-1 個人・家庭への普及啓発の内容

2-2-1-1-1-1 災害等の知識

2-2-1-1-1-2 災害への備え

2-2-1-1-1-3 災害時の行動

2-2-1-1-2 個人・家庭への普及啓発の方法

2-2-1-2 防災教育

2-2-1-2-1 学校における防災教育

2-2-1-2-2 日常における防災知識の普及

2-2-1-2-3 教職員の防災知識の共有

2-2-1-2-4 地域の防災訓練への参加促進

2-2-2 地域防災体制の整備 376

2-2-2-1 自治会等の地域コミュニティにおける防災機能の強化

2-2-2-1-1 地域コミュニティの定義

2-2-2-1-2 地域コミュニティの防災機能

2-2-2-1-3 地域コミュニティの加入・結成促進

2-2-2-2 地区防災委員会

2-2-2-2-1 地区防災委員会の大規模災害時の活動 地震

2-2-2-2-2 地区防災委員会の平常時の活動

2-2-2-2-3 地区防災委員会への市職員（地区防災スタッフ）・学校職員の参加

2-2-2-3 事業者による自主防災体制の整備

2-2-2-3-1 事業者への啓発の内容

2-2-2-3-2 事業者への啓発の手法

2-2-2-4 地域防災ステーションの整備

2-2-3 ボランティアの活動環境の整備 4039

- 2-2-3-1 受け入れ窓口の整備
- 2-2-3-2 受け入れ及び活動拠点
- 2-2-3-3 育成及び団体等との連携等

2-2-4 教育・社会福祉・医療施設等における避難計画の整備	4039
--------------------------------	------

- 2-2-4-1 対象施設
- 2-2-4-2 避難計画に記載すべき事項

2-3	災 害 予 防 対 策 の 推 進	410
-----	-------------------	-----

2-3-1	都 市 防 災 機 能 の 強 化	410
-------	-------------------	-----

- 2-3-1-1 防災空間の整備
 - 2-3-1-1-1 公園の整備
 - 2-3-1-1-2 道路・緑道の整備
 - 2-3-1-1-3 市街地緑化の推進
 - 2-3-1-1-4 農地の保全
- 2-3-1-2 建築物の安全性に関する指導、支援等
- 2-3-1-3 文化財の保護
- 2-3-1-4 上下水道の災害予防対策

2-3-2	地 震 災 害 予 防 対 策 の 推 進	432
-------	-----------------------	-----

- 2-3-2-1 新・大阪府地震防災アクションプラン・地震防災緊急事業5か年5箇年計画の推進
- 2-3-2-2 建築物の耐震対策の促進
 - 2-3-2-2-1 公共建築物
 - 2-3-2-2-2 民間建築物
 - 2-3-2-2-2-1 支援策
 - 2-3-2-2-2-2 指導、助言等
- 2-3-2-3 地震時業務継続計画（BCP）の策定・運用

2-3-3	水 害 予 防 対 策 の 推 進	443
-------	-------------------	-----

- 2-3-3-1 河川の安全対策
- 2-3-3-2 水害軽減対策
 - 2-3-3-2-1 浸水想定区域住民への洪水予報等の伝達方法
 - 2-3-3-2-2 浸水時に備えて避難する避難所
 - 2-3-3-2-3 浸水想定区域内の施設等への情報伝達
- 2-3-3-3 雨水排水等の系統的な整備
- 2-3-3-4 農地・農業用施設の防災対策
- 2-3-3-5 市民による家屋等への浸水被害防止の啓発

2-3-4	土 砂 災 害 予 防 対 策 の 推 進	
-------	-----------------------	--

465

- 2-3-4-1 危険箇所区域等の周知
- 2-3-4-2 災害時の警戒避難体制
 - 2-3-4-2-1 危険区域等住民への災害情報等の伝達方法
 - 2-3-4-2-2 土砂災害警戒・発生時に水平避難する避難所
 - 2-3-4-2-3 避難行動要支援者の避難支援
- 2-3-4-3 土砂災害警戒区域等における防災対策
 - 2-3-4-3-1 土砂災害警戒区域等における規制等
 - 2-3-4-3-1-1 土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）への措置
 - 2-3-4-3-1-2 土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）への措置
 - 2-3-4-3-2 土砂災害警戒区域等にかかる警戒避難体制等
 - 2-3-4-3-2-1 情報伝達体制
 - 2-3-4-3-2-2 土砂災害警戒・発生時の避難所
 - 2-3-4-3-2-3 避難行動要支援者の避難支援
 - 2-3-4-3-2-4 警戒避難に関する事項の周知
 - 2-3-4-3-2-5 土砂災害警戒区域等内の福祉的施設等への対応
 - 2-3-4-3-3 土砂災害のおそれがある地域への物理的対策の推進
- 2-3-4-4 山地災害対策

2-3-5 危険物等災害予防対策の推進 5049

- 2-3-5-1 規制
- 2-3-5-2 指導
- 2-3-5-3 自主保安体制の確立
- 2-3-5-4 啓発

2-3-6 火災予防対策の推進 510

- 2-3-6-1 一般建築物等の火災予防
 - 2-3-6-1-1 火災予防査察の強化
 - 2-3-6-1-2 防火管理制度の推進
 - 2-3-6-1-3 防火対象物定期点検報告制度の推進
 - 2-3-6-1-4 住宅防火対策の推進
 - 2-3-6-1-5 市民、事業所に対する指導、啓発
 - 2-3-6-1-6 定期報告制度の活用
- 2-3-6-2 高層建築物の火災予防
 - 2-3-6-2-1 防災計画書の作成指導
 - 2-3-6-2-2 統括防火管理体制の確立
 - 2-3-6-2-3 屋上緊急離着陸場等の整備
- 2-3-6-3 林野火災の予防
 - 2-3-6-3-1 監視体制等の強化
 - 2-3-6-3-2 林野火災対策用資機材の整備

2-3-7 原子力災害予防対策の推進 532

- 2-3-7-1 原子力災害にかかる危険予測

- 2-3-7-1-1 経過
- 2-3-7-1-2 滋賀県による放射性物質拡散予測結果
- 2-3-7-1-3 影響の程度
- 2-3-7-2 人心の混乱防止、災害予防対策
- 2-3-7-2-1 空間放射線量の定点観測の実施
- 2-3-7-2-2 事故発生時の食材の放射線量測定体制の整備
- 2-3-7-2-3 情報収集体制の整備
- 2-3-7-2-4 市民への情報伝達
- 2-3-7-2-5 相談対応体制の整備
- 2-3-7-2-6 ヨウ素剤の備蓄、配布体制の整備
- 2-3-7-2-7 飲食物の摂取制限等

3 災害応急対策

3-1 活動体制の確立

1

3-1-1 組織体制

1

- 3-1-1-1 市災害対策本部の組織
 - 3-1-1-1-1 本部長
 - 3-1-1-1-2 副本部長
 - 3-1-1-1-3 本部員
 - 3-1-1-1-4 本部事務局
 - 3-1-1-1-5 対策部及び対策部長
 - 3-1-1-1-6 対策部の応急対策業務分担
- 3-1-1-2 市災害対策本部の設置及び廃止基準
 - 3-1-1-2-1 設置基準
 - 3-1-1-2-2 廃止基準
- 3-1-1-3 市災害対策本部の運営等
 - 3-1-1-3-1 設置場所
 - 3-1-1-3-2 所掌事務
 - 3-1-1-3-3 設置及び廃止の通知等
 - 3-1-1-3-4 大阪府現地災害対策本部との連携
- 3-1-1-4 市災害対策本部の会議体制
 - 3-1-1-4-1 本部会議
 - 3-1-1-4-2 関係本部会議
- 3-1-1-5 市災害対策本部設置前の情報収集・伝達体制

3-1-2 動員配備体制

7

- 3-1-2-1 配備基準
- 3-1-2-2 配備指令を受けた職員の待機または参集

3-1-2-3 配備指令の特例

3-1-2-3-1 自動参集 地 震

3-1-2-3-2 対策部を指定しての配備指令・段階的増員指令

3-1-2-4 公共施設等における夜間・休日(休館日)等の初動体制

3-1-2-4-1 風水害時の初動体制 風水害

3-1-2-4-2 地震時の初動体制

3-1-2-4-2-1 最初に開設する避難所の初動 地 震

3-1-2-4-2-2 拡張して開設する避難所、その他の公共施設 地 震

3-1-2-5 配備指令の伝達

3-1-2-6 参集

3-1-2-7 職員の健康管理

3-1-2-8 交代要員の確保

3-1-3 災害時特別宣言条例

10

9

3-1-3-1 判断者

3-1-3-2 公示と周知

3-1-4 自衛隊の災害派遣の要請・受け入れ

110

3-1-4-1 派遣要請

3-1-4-1-1 派遣基準

3-1-4-1-2 府知事への派遣要請手続き

3-1-4-1-3 府知事への派遣要請ができないとき

3-1-4-2 自衛隊の自発的出動

3-1-4-3 自衛隊の受け入れ

3-1-4-3-1 受け入れ拠点

3-1-4-3-2 受け入れ体制

3-1-4-4 自衛隊の撤収要請

3-1-5 広域応援等の要請・受け入れ

124

3-1-5-1 応援要請

3-1-5-1-1 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請

3-1-5-1-2 災害対策基本法に基づく応援要請

3-1-5-1-3 緊急消防援助隊の派遣要請

3-1-5-1-4 給水支援の派遣要請

3-1-5-2 応援の受け入れ

3-1-5-3 連絡責任者の設置

3-2 情 報 収 集 伝 達 ・ 警 戒 活 動

132

3-2-1 警 戒 期 の 情 報 伝 達

132

3-2-1-1 警戒期の体制

3-2-1-2 市民への周知

3-2-1-2-1 一般市民への周知

3-2-1-2-2 ハザードエリア内の福祉施設等への周知

3-2-2	警	戒	活	動
154				

3-2-2-1 土砂災害警戒活動

3-2-2-1-1 第1次警戒体制

3-2-2-1-2 第2次警戒体制

3-2-2-1-3 斜面判定制度の活用

3-2-2-2 水防活動

3-2-2-2-1 巡回、点検

3-2-2-2-2 資機材の点検整備

3-2-2-3 異常現象発見時の通報

3-2-2-4 豪雨・暴風等への警戒活動

3-2-2-4-1 上下水道

3-2-2-4-2 道路

3-2-3	発	災	直	後	の	情	報	収	集	伝	達
176											

3-2-3-1 被害状況の早期把握

3-2-3-2 通信手段の確保

3-2-3-3 府及び国への報告

3-2-3-3-1 原則

3-2-3-3-2 特例（直接速報）

3-2-4	災	害	広	報
197				

3-2-4-1 広報の内容

3-2-4-1-1 発災直後の広報

3-2-4-1-2 警戒レベルの広報 **風水害**

3-2-4-1-23 発災から時間経過後の広報

3-2-4-2 広報の方法

3-2-4-2-1 速報性の高い広報手段

3-2-4-2-2 持続性の高い広報手段

3-2-4-2-3 災害時要援護者への配慮

3-2-4-3 広報体制

3-2-4-4 市民の安否情報の外部提供

3-3	消火、救急・救助、医療救護	210
-----	---------------	-----

3-3-1	消火、救急・救助活動	210
-------	------------	-----

3-3-1-1 消防本部の体制

3-3-1-2 消防団への指令

3-3-1-3 市災害対策本部の体制

3-3-1-4 地区防災委員会との連携 **地震**

3-3-1-5 他市からの応援の受け入れ

3-3-2	医	療	救	護	活	動
234						

3-3-2-1 医療情報の収集

3-3-2-1-1 主要医療機関の状況確認

3-3-2-1-2 人的被害、医療ニーズの確認

3-3-2-1-3 救急医療情報の入手及び発信

3-3-2-2 発災直後の医療の確保

3-3-2-2-1 応急救護所の開設

3-3-2-2-2 医療救護所（医療機関常設型）の開設

3-3-2-2-3 医療救護班の編成

3-3-2-2-4 外部からの医療救護班の受け入れ

3-3-2-3 市外への広域搬送

3-3-2-4 患者の搬送体制

3-3-2-5 応急救護所の常駐体制解除と巡回医療班による臨時医療救護所

3-3-2-6 医薬品等の確保・供給活動

3-3-2-7 継続的医療の確保

3-3-2-7-1 投薬

3-3-2-7-2 個別疾病対策

3-4	安	否	確	認	、	避	難	収	容
265									

3-4-1	地	震	時	の	安	否	確	認	と	避	難	支	援
265													

3-4-1-1 自治会等の地域コミュニティにおける安否確認 **地震**

3-4-1-2 地域住民による要安否確認者の安否確認 **地震**

3-4-1-3 避難行動要支援者の避難支援 **地震**

3-4-1-4 避難ルートの安全確認と啓開 **地震**

3-4-2	風	水	害	時	の	避	難	支	援
276									

3-4-2-1 避難勧告等の発令 **風水害**

3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準 **風水害**

3-4-2-1-2 避難勧告等の発令と広報 **風水害**

3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

3-4-2-1-4 警戒区域の設定

3-4-2-2 避難行動要支援者の避難支援 **風水害**

3-4-3	児	童	・	生	徒	等	の	安	全	確	保
3028											

3-4-3-1 地震時の児童・生徒の安全確保

- 3-4-3-1-1 児童・生徒在校時の対応 地 震
- 3-4-3-1-2 休校措置 地 震
- 3-4-3-2 風水害時の児童・生徒の安全確保
- 3-4-3-2-1 児童・生徒在校時の対応 風水害
- 3-4-3-2-2 登校時または自宅待機中の対応 風水害
- 3-4-3-3 幼稚園、保育所の子どもの安全確保

3-4-4 避難所の開設・運営	310
------------------------	------------

- 3-4-4-1 地震時の避難所の開設・運営
- 3-4-4-1-1 開設 地 震
- 3-4-4-1-2 運営 地 震
- 3-4-4-2 風水害時の避難所の開設・運営
- 3-4-4-2-1 開設 風水害
- 3-4-4-2-2 運営 風水害
- 3-4-4-3 避難所における災害時要援護者への支援
- 3-4-4-4 避難所への物資の供給
- 3-4-4-4-1 食糧・生活用品の供給
- 3-4-4-4-2 燃料の供給

3-5 交 通 対 策 、 緊 急 輸 送 活 動	334
----------------------------------	------------

3-5-1 交 通 規 制 ・ 交 通 の 維 持 復 旧	334
--------------------------------------	------------

- 3-5-1-1 交通規制
- 3-5-1-2 維持復旧
- 3-5-1-3 緊急交通路の状況及び利用に関する広報

3-5-2 緊 急 輸 送 活 動	342
--------------------------	------------

- 3-5-2-1 航空輸送基地の確保
- 3-5-2-2 緊急輸送体制の確保

3-6 二 次 災 害 防 止 、 ラ イ フ ラ イ ン 確 保	343
--	------------

3-6-1 公 共 施 設 応 急 対 策	343
------------------------------	------------

- 3-6-1-1 公共土木施設等
- 3-6-1-2 公共建築物

3-6-2 民 間 建 築 物 等 応 急 対 策	354
----------------------------------	------------

- 3-6-2-1 民間建築物等
- 3-6-2-1-1 民間建築物
- 3-6-2-1-2 宅地
- 3-6-2-2 危険物施設等
- 3-6-2-3 農業用施設等

3-6-3	ラ	イ	フ	ラ	イ	ン	の	確	保
365									

- 3-6-3-1 上水道
- 3-6-3-2 その他のライフライン

3-7	被	災	者	の	生	活	支	援
375								

3-7-1	災	害	救	助	法	に	よ	る	救	助
375										

3-7-2	緊	急	物	資	の	供	給
376							

- 3-7-2-1 給水
- 3-7-2-2 食糧・生活必需品の供給
- 3-7-2-2-1 発災直後の措置
- 3-7-2-2-2 備蓄物資枯渇後に向けた措置
- 3-7-2-3 電源の供給

3-7-3	住	宅	の	応	急	確	保
397							

- 3-7-3-1 被災住宅の応急修理
- 3-7-3-2 住居障害物の除去
- 3-7-3-3 応急仮設住宅の建設
- 3-7-3-4 公共住宅への一時入居
- 3-7-3-5 住宅に関する相談窓口の設置

3-7-4	教	育	環	境	の	復	旧
4038							

- 3-7-4-1 児童・生徒の所在確認
- 3-7-4-2 教育施設の応急整備
- 3-7-4-3 応急教育の実施
- 3-7-4-4 児童・生徒の健康管理

3-7-5	巡	回	相	談	等	の	実	施
4039								

- 3-7-5-1 巡回相談班の編成
- 3-7-5-2 巡回による総合相談の実施

3-7-6	自 発 的 支 援 の 受 け 入 れ
4139	

- 3-7-6-1 ボランティアの受け入れ
- 3-7-6-1-1 受け入れ窓口の開設
- 3-7-6-1-2 総合調整の実施
- 3-7-6-1-3 ボランティア・ニーズの外部発信
- 3-7-6-1-4 海外からの支援の受け入れ
- 3-7-6-2 義援金品の受付・配分
- 3-7-6-2-1 義援金
- 3-7-6-2-2 支援金
- 3-7-6-2-3 救援物資

3-8	社 会 環 境 の 確 保
434	

3-8-1	保 健 衛 生 活 動
434	

- 3-8-1-1 防疫活動
- 3-8-1-2 被災者の健康維持活動
- 3-8-1-2-1 巡回相談等の実施
- 3-8-1-2-2 心の健康相談等の実施
- 3-8-1-3 動物保護等の実施
- 3-8-1-3-1 被災地域における動物の保護・収容
- 3-8-1-3-2 動物による人への危害防止

3-8-2	廃 棄 物 の 処 理
442	

- 3-8-2-1 し尿処理
- 3-8-2-2 ごみ処理
- 3-8-2-3 がれき処理

3-8-3	遺 体 の 処 理 、 火 葬 等
453	

- 3-8-3-1 遺体の安置
- 3-8-3-2 火葬施設等の確保
- 3-8-3-3 身元不明の遺体
- 3-8-3-4 遺族による引き受けが困難または不可能な遺体

3-8-4	社 会 秩 序 の 維 持
464	

- 3-8-4-1 市民への呼びかけ
- 3-8-4-2 警備活動
- 3-8-4-3 物価の安定及び物資の安定供給

3-9 事故等災害時の応急対策 475

3-9-1 道路災害応急対策 475

3-9-2 鉄道災害応急対策 475

3-9-3 航空機災害応急対策 476

3-9-4 危険物等災害応急対策 486

3-9-5 高層建築物、市街地の火災等による災害応急対策 486

- 3-9-5-1 火災警報
- 3-9-5-2 火災応急対策
 - 3-9-5-2-1 ガス漏洩事故
 - 3-9-5-2-2 火災等
 - 3-9-5-2-3 応援要請
 - 3-9-5-2-4 高層建築物の管理者等の応急対策

3-9-6 林野火災応急対策 498

- 3-9-6-1 火災警報
- 3-9-6-2 応急対策

3-10 原子力災害時の応急対策 5049

3-10-1 情報収集・伝達 5049

- 3-10-1-1 事故情報の収集
- 3-10-1-2 市民への情報伝達

3-10-2 応急対策 5149

- 3-10-2-1 安定ヨウ素剤の配布
- 3-10-2-2 屋内退避の広報

3-11 東海地震に関連する情報に伴う対応 516

3-11-1	基	本	方	針	
510					
3-11-2	情	報	レ	ベ	ル
520					
3-11-3	注意情報・予知情報が発表された時の対応措置				524
3-11-3-1	警戒態勢				
3-11-3-2	市民への広報				
3-11-3-3	消防				
3-11-3-4	交通の確保・混乱防止				
3-11-3-5	土砂災害の危険箇所対策				

4 災害復旧・復興対策

4-1	災害復旧対策	1
4-1-1	復旧事業の推進	1
4-1-1-1	被害調査報告	
4-1-1-2	公共施設等の復旧	
4-1-2	被災者の生活確保	1
4-1-2-1	災害弔慰金等の支給、援護資金の貸付	
4-1-2-1-1	災害弔慰金等の支給	
4-1-2-1-2	災害援護資金の貸付	
4-1-2-1-3	社会福祉資金の災害援護資金の貸付	
4-1-2-2	市税等の減免及び徴収猶予	
4-1-2-3	雇用機会の確保等への協力	
4-1-2-4	住宅確保等の支援	
4-1-2-4-1	住宅復興計画の作成	
4-1-2-4-2	公共住宅の提供	
4-1-2-4-3	罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請	
4-1-2-5	被災者生活再建支援金	
4-1-2-6	罹災証明書、被災証明書の交付	
4-1-3	事業者の復旧支援	3
4-2	災害復興対策	4
4-2-1	復興計画	4
4-2-1-1	基本方向の決定	
4-2-1-2	復興計画の策定	
4-2-2	復興のための体制整備	4

